

## 神奈川県立保健福祉大学保健福祉学部委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、神奈川県立保健福祉大学保健福祉学部規則第4条の規定に基づき、委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会の名称、主な所掌事項は別表1、委員数、あらかじめ定める委員及び委員会事務局は別表2のとおりとする。

2 前項に定めるほか、各委員会の委員は、保健福祉学部教員及び事務局職員から選出するものとする。

(委員長)

第3条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員長は、会務を総理する。

4 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員が職務を代理する。

(委員会の招集および議長)

第4条 委員長は委員会を招集し、その議長となる。

(成立)

第5条 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

(議事)

第6条 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。ただし、委員会が特に重要と認めた事項については、出席した委員の3分の2以上の同意を必要とする。

(専門部会)

第7条 委員会は必要に応じ、専門部会等を設置することができる。

2 専門部会等の委員は、第2条第2項の規定を準用する。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員長は、必要に応じ、委員以外の者を出席させ、説明を求め、又は意見を述べさせることができる。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

学部委員会別表1

名 称	主な所管事項
<p>教務委員会</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 時間割の編成に関する事</li> <li>○ 履修指導に関する事</li> <li>○ 単位の認定に関する事</li> <li>○ 卒業の認定に関する事</li> <li>○ 編入学・転入学生の履修に関する事</li> <li>○ 科目等履修生に関する事</li> <li>○ 入学生の既修得単位の取り扱いに関する事</li> <li>○ 学外実習の運営に関する事</li> <li>○ 連携実践教育科目の運営に関する事</li> <li>○ カリキュラムの検討・改正・実施に関する事</li> <li>○ カリキュラムの検討・改正・実施に係る授業担当教員及び学科等並びに関係委員会との調整に関する事</li> </ul>
<p>学生委員会</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学生生活に関する事</li> <li>○ 学生の健康管理に関する事（健康診断の実施を含む）</li> <li>○ 学生相談に関する事</li> <li>○ 学生表彰に関する事</li> <li>○ 授業料等の減免審査に関する事</li> <li>○ 奨学金受給資格の審査に関する事</li> <li>○ 学生自治会に関する事</li> <li>○ 部活動指導に関する事</li> <li>○ 大学祭に関する事</li> <li>○ 就職・進路支援に関する事</li> </ul>
<p>学部入試委員会</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学部入試の実施に関する事（一般選抜、学校推薦型選抜、総合型選抜、特別選抜、編入学）</li> <li>○ 研究生等の選考に関する事</li> <li>○ 大学入学共通テストの実施に関する事</li> <li>○ 入学者選抜等に係るリスクマネジメントに関する事</li> <li>○ 学部入試に係る課題の把握に関する事</li> </ul>

学部委員会別表2

※網掛け者が採決権ある構成員

#研究科の委員は学部委員の兼務可

名称	事務局	学長	副学長	学部長	研究科長	事務局長	総務部	教務 学生部	企画・地域 貢献部	学部入試 担当部	看護学科	栄養学科	社福学科	リハ学科	人間 総合科	研究科	ヒューマ ンサービ スC	実践C	アドミッ ションC	学外 委員
教務委員会	教務学生課							○			1人	1人	1人	2人	1人					
学生委員会	教務学生課							○			1人	1人	1人	1人	1人					
学部入試委員会	学部入試担 当部									○	1人	1人	1人	2人	1人				1人	